令和7・8・9年度

上田市建設工事入札参加資格審査申請要領(追加)

令和7・8・9年度に上田市が発注する建設工事の入札参加を希望される方、上田市が発注する少額工事 (設計額が200万円未満の小規模工事)の受注を希望される方で、新規に登録される方、営業所や工種を 追加登録される方は、下記により入札参加資格審査の追加申請を行ってください。

なお、同工種において、入札参加資格と少額工事の両方への登録はできませんので、ご注意ください。

記

- 1 申請受付期間 令和7年9月1日から令和7年9月19日まで(厳守)
- 2 申請方法 インターネットによる申請(パソコン環境での操作を推奨)
- 3 資格有効期間 令和7年11月1日から令和10年4月30日まで

4 申請者の要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 「上田市税」及び「都道府県税」を滞納していないこと。
- (3) 申請日現在において、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。<u>ただし、建設業の許可を受けていない場合でも、少額工事への</u>登録が可能です(市内業者のみ)。

なお、入札及び契約等に関する権限を、従たる営業所に委任する場合には、その営業所において必要な建設業許可を有していること。

- (4) 申請日直前の10月1日(入札参加資格審査基準日)が属する事業年度の前年事業年度終了日(決算日)を基準とする法第27条の29第1項に規定する総合評定値の請求をしていること。<u>ただし、総合</u>評定値の請求をしていない場合でも、少額工事への登録が可能です(市内業者のみ)。
- (5) 申請日現在において、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していること(届出の義務がない者は除く)。
- (6) 上田市暴力団排除条例(平成24年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条 第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 資格の付与

- (1) 申請内容を審査し、入札参加資格があると認められた者については、上田市建設工事入札(見積)参加資格者名簿に登録します。
- (2) 有効期間内であっても、参加資格要件を満たさないことが明らかとなった場合は、資格を取り消す場合があります。
- (3) 申請内容及び提出書類に不備がある場合や登録とならなかった場合は、後日連絡します。
- (4) <u>登録となった場合、市から登録の通知はしません</u>。上田市建設工事入札(見積)参加資格者名簿、格付名簿は、上田市ホームページに掲載しますのでご確認ください。
- (5) 建設工事の入札参加資格は、工種ごとに総合点を算出した上で付与します。
 - ア 総合点の算出方法 「客観点(経営事項審査の総合評定値)」+「主観点」=「総合点」
 - イ 主観点の加減点の対象は、<u>所在地区分が市内業者で、経営事項審査を受けている工種のみ</u>となります。

ウ 主観点の加点項目・配点は、別紙のとおりです

6 所在地区分

上田市建設工事入札(見積)参加資格者名簿は、<u>所在地区分別</u>に作成します。所在地区分は、次の4区分です。

(1) 市内業者

【法人】 上田市内に本店(社)を有する事業者

【個人】 事業主が上田市内に住民登録を有する事業者

※ 個人事業者で、上田市内に事務所を有していても、事業主が上田市外に住民登録している事業者は、県内業者に区分させていただきますので、ご注意ください。

(2) 準市内業者

上田市内に支店又は営業所(以下「支店等」という。)を有し、その支店等に入札・契約に関する権限が委任され、次の認定要件を全て満たす事業者

準市内業者の認定を希望する事業者は、「準市内業者認定申請書」の提出が必要です。

なお、認定要件を満たしているかを確認するため、予告をせずに市職員が事務所を訪問するなどして、実態調査を行う場合があります。実態調査に協力しない場合や調査の結果、不備が判明しても改善されない場合は、準市内業者の認定を取り消し、県内業者として取り扱うとともに、指名停止等の措置を行う場合がありますので、ご注意ください。

【認定要件】

- 1 事務所の形態
 - (1) 事務所の所在を明らかにした看板又は表札が設置されていること。
 - (2) 事務用什器、備品、通信機器等が具備されていること。
 - (3) 電子入札システムの利用者登録が支店等の名義で登録していること。
 - (4) 建設工事にあっては、建設業法の規定により許可を受けた支店等であること。
- 2 人的配置
 - (1) 事務所に常駐職員が1名以上配置されていること。
 - (2) 建設工事にあっては、建設業法の規定に基づき、登録工種に係る技術者が専任(本店及び他支店等との兼務不可)で配置されていること。
- 3 連絡体制
 - (1) 電話番号及びメールアドレスが支店等のものであること。
 - (2) 常に連絡がとれる体制(常時不在転送の状態は不可)となっていること。

(3) 県内業者

長野県内に本店(社)又は建設業の許可を受けた支店等を有し、その支店等に入札・契約に関する 権限が委任されている事業者

(4) 県外業者

長野県外に本店(社)又は建設業の許可を受けた支店等を有し、その支店等に入札・契約に関する 権限が委任されている事業者

7 申請事項

(1) 共通申請事項

| (1) 共通申請申請区分 | 申請事項 | 入力等要領 |
|---------------------------------|-----------------|---|
| 本社基本情報 | 商号又は名称 | ・登記事項証明書の商号を入力してください。 |
| TITLE | (漢字) | - Ting - Yim 7 目 7 In 7 C / 10 C / |
| | 法人番号 | ・13 桁の法人番号を入力してください(登記事項証明書等にある 12 |
| | LA VERIO | 桁の数値の先頭に一桁の数字を付加したもの)。 |
| | | ・法人番号は「法人番号指定通知書」又は国税庁の「法人番号公表サ |
| | | イト」において確認できます。 |
| | 代表者役職名 | ・登記の代表者の役職(代表取締役等)を入力してください。 |
| | ,, | ・社長など登記に表示されない肩書きは入力しないでください |
| | | (例:代表取締役社長×⇒代表取締役○、代表理事組合長×⇒代表理事○) |
| | 郵便番号 | ・本社(店)所在地の郵便番号を入力してください。 |
| | 所在地 | ・実際の所在地が登記と異なる場合は、「登記上の所在地又は住民票 |
| | | 上の住所」欄に登記上の住所等を入力してください。 |
| | 連絡先 | ・入札契約業務について連絡が取れる電話番号、メールアドレスを入 |
| | | 力してください。 |
| 工事共通情報 | 建設業許可番号 | ・申請日時点の建設業許可番号を入力してください。 |
| | | ・建設業許可を受けていない場合は、「許可情報不所持」にチェック |
| | | してください。 |
| | 経審受審時許可 | ・申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度の終 |
| | 番号 | 了する日(経営事項審査基準日)時点の建設業許可番号を入力して |
| | | ください。 |
| A 300 ++ 1 1 ++ +0 | AV MV EL MV | ・申請日時点の建設業許可番号と一致する場合は、入力不要です。 |
| 企業基本情報 | 従業員数 | ・申請日時点での常勤の人数を入力してください(常勤とは客観的な |
| (建設工事) | | 判断事項(雇用保険に加入している等)を有する者) |
| | | ・代表者、役員も従業員として含めます。 |
| | | ・子会社の従業員、派遣されている従業員、雇用保険に加入していな |
| | 経営事項審査対 | いパート及びアルバイトは含めません。 ・法第27条の29第1項に規定する総合評定値請求時に添付した「別 |
| | 象事業年度の前 | 紙一」の「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」欄(左欄)に |
| | 審査対象事業年 | 記載した「工事種類別完成工事高」を入力してください。 |
| | 度完成工事高 | ・上記総合評定値請求の審査基準日(経営事項審査基準日)は、入札 |
| | 2000 | 参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の |
| | | 事業年度の終了する日のものとしてください。 |
| | 経営事項審査対 | ・法第27条の29第1項に規定する総合評定値請求時に添付した「別 |
| | 象事業年度の完 | 紙一」の「審査対象事業年度」欄(右側)に記載した「工事種類別 |
| | 成工事高 | 完成工事高」を入力してください。 |
| | | ・上記総合評定値請求の審査基準日(経営事項審査基準日)は、入札 |
| | | 参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の |
| | | 事業年度の終了する日のものとしてください。 |
| | ISO 認証取得状 | ・申請日時点の認証状況を選択してください。 |
| and the form track for the con- | 況 | |
| 工事経歴情報 | 実績 | ・入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直 |
| | | 前の事業年度の終了する日(経営事項審査基準日)の直前2年間の |
| | | 各事業年度別の工事経歴を 50 件まで入力できます。 |
| | | ・入札参加資格付与を希望する工種の実績のみ入力してください。 ・国や自治体等の公的機関から受注した工事の実績については、コリ |
| | | ・国や自行体等の公的機関から受任した工事の美績については、コリンズの登録内容と一致するように入力してください。 |
| | | ・入力内容に疑義が報じた場合は、契約書等の実績を確認するための |
| | | 書類の提出を求める場合があります。 |
| 添付ファイル | 共同受付窓口 | ・P4~6を参照し、必要な書類をご用意の上、電子化及び圧縮(ZIP |
| 登録 | 文的文的总句 (zip) | ファイル化)して添付してください。 |
| 71. 2001 | 共同受付窓口 | ・提出書類確認表に商号又は名称を付してエクセルのまま添付して |
| | (Excel) | ください。 |
| L | \/ | • · - · · · · · |

| 申請区分 | 申請事項 | 入力等要領 |
|-------|---------|---------------------------------|
| 営業所一覧 | 工事営業所追加 | ・資格付与を希望する営業所のみ追加してください。 |
| | 営業所基本情報 | ・建設業許可で届け出ている営業所名と一致する名称を入力してく |
| | (営業所名) | ださい(内部委任の場合を除く)。 |
| | 営業所基本情報 | ・代表者から入札や見積、契約締結に関する事項の委任を受ける方の |
| | (代表者氏名) | 氏名を入力してください。 |
| | | ・同一営業所に複数の代表を設定することはできません。 |
| | 営業所基本情報 | ・申請日時点で営業所の常勤の人数を入力してください。 |
| | (営業所従業員 | ・役員も従業員として含めます。 |
| | 数) | ・子会社の従業員、派遣されている従業員、雇用保険に加入していな |
| | | いパート及びアルバイトは含めません。 |
| | 営業所基本情報 | ・事務、営業職の従業員は除く、技術者、技術職員、技能者等の技術 |
| | (うち技術職) | 職従業員の人数を入力してください。 |
| | 営業所基本情報 | ・チェックをつけてください。 |
| | (委任事項) | ・チェックのない営業所の登録はできません。 |

(2) 個別申請事項(基準日:令和6年10月1日)

| (2) 圆州中间事员(基平日:1740年10月1日) | | | | | | | |
|----------------------------|---------------------------------|-------------------|----------|--|--|--|--|
| 項目 | 内容 | 点数 | 点数 上限 | | | | |
| 地域貢献 | 基準日直前3年間において、ボランティア等の地 | ・ボランティア活動1日:1点 | 10 点 | | | | |
| | 域貢献活動を実施している場合に加点 | | | | | | |
| 環境配慮 | 基準日において、「エコアクション 21」の認証を取得して | ・認定取得あり:10点 | 10 点 | | | | |
| | いる場合(IS014000 認定者は対象外)に加点 | | | | | | |
| | 基準日において、「長野県産業廃棄物3R実践協定」 | ・協定締結あり:10点 | 10 点 | | | | |
| | を締結している場合に加点 | | | | | | |
| 労働環境 | 基準日直前4年間において、新規学卒者の社員を | ・一般職採用あり:5 点 | 10 点 | | | | |
| | 採用している場合に加点 | ・技術職採用あり:10点 | | | | | |
| | 基準日において、主任技術者になりうる女性技術 | ・社員雇用あり:10 点 | 10 点 | | | | |
| | 者を社員雇用している場合に加点 | | | | | | |
| | 基準日において、労働安全衛生マネジメントシステム | ・認証取得あり:10点 | 10 点 | | | | |
| | (IS045001) 又は建設業労働安全衛生マネジメントシステ | | | | | | |
| | ム (COHSMS) の認証を取得している場合に加点 | | | | | | |
| | 基準日直前4年間において、育児又は介護休暇等 | ・取得実績あり:5点 | 10 点 | | | | |
| | を 20 日以上取得した実績がある場合に加点 | ・男性の取得実績あり:10点 | | | | | |
| | 基準日において、長野県の「社員の子育て応援宣 | ・社員の子育て応援宣言:5点 | 20 点 | | | | |
| | 言!」の登録をしている場合、「職場いきいきアド | ・職場いきいきアドバンスカンパニー | | | | | |
| | バンスカンパニー」の認証を取得している場合に加点 | (各コース):5点 | | | | | |
| | 基準日において、建設キャリアアップシステム (CCUS) の登 | ・登録あり:10点 | 10 点 | | | | |
| | 録をしている場合に加点 | | | | | | |
| 社会貢献 | 基準日において、長野県 SDGs 推進企業登録制度 | ・登録あり:10点 | 10 点 | | | | |
| | の登録をしている場合に加点 | | | | | | |
| | 基準日において、上田市消防団協力事業所表示制 | ・登録あり:10点 | 10 点 | | | | |
| | 度の登録をしている場合に加点 | | | | | | |
| | 基準日において、法務省の「協力雇用主」の登録 | ・登録あり:10点 | 10 点 | | | | |
| | をしている場合に加点 | | | | | | |
| | 基準日直前の6月1日現在において、障がい者の | ・法定雇用率達成:10点 | 10 点 | | | | |
| | 法定雇用率を達成している場合に加点 | ・法定義務がない場合でも障が | | | | | |
| | | い者雇用あり:10点 | | | | | |

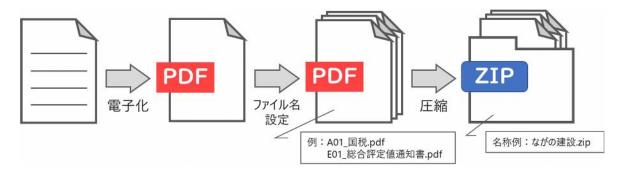
8 提出書類

共通審査は「共同受付窓口」、個別審査は「上田市」に、次の提出書類を添付してください。 提出方法は、下図の手順のとおりとなります。

なお、<u>提出書類確認表等の様式については、電子化・圧縮は不要ですので、エクセルのまま申請入力画</u> 面に添付して提出してください。

【書類の提出手順】

- ① 紙書類をスキャン等によりPDFに電子化
- ② 電子化したファイルごとに下表の審査書類欄に記載された記号を付した名称を設定 (共通審査例: D01_建設業許可証明書. pdf、E02_工事種類別完成工事高. pdf) (個別審査例: 完納証明書. pdf、地域貢献ボランティア活動申請書. pdf)
- ③ ②を、共通審査、個別審査ごとにまとめて圧縮(zip化)
- ④ 圧縮 (zip化) したファイルの名称に商号等を付し (例:ながの建設.zip)、申請入力画面「7 添付ファイル登録」において、共通審査は「共同受付窓口」、個別審査は「上田市」に添付して 提出



(1) 共通審査提出書類(建設工事)

| (1) 共通 | (1) 共进番宜促出書類(建設上事) | | | | | | |
|-----------------------------|---|----|---|--|--|--|--|
| 区分 | 審査書類 | 対象 | 要件等 | | | | |
| 確認表 | 共通審査事項提出書類確認表(共工様式1号) | 全て | ・以下A~Fの提出する書類にチェックをつけ、商号 又は名称を付したファイル名で保存してください。 (例:ながの建設_共工様式.xlsx) ・ファイル拡張子はエクセル(xlsx)のまま申請入力 画面「7 添付ファイル登録」において添付して提 出してください。 | | | | |
| 納税状況 (A) | A01 消費税及び地方消費税に未 納税額がない証明書(法人: その3の3、個人:その3の2) | 全て | ・発行日が申請日前3か月以内であること。 ・消費税についての未納がないことに加え、法人は法 人税、個人は所得税の未納がないこと。 | | | | |
| | A02 都道府県税の未納がないこ との証明書 (税目の種類は法 人事業税・特別税を選択) | 法人 | ・発行日が申請日前3か月以内であること。 ・長野県税の納税状況については、県庁内で確認できるように調整中です。 ・未納が確認された場合、競争入札参加資格は付与されません | | | | |
| | A03 長野県内の市町村税の未納 がないことの証明書 | 個人 | ・発行日が申請日前3か月以内であること。 ・住民税だけでなく固定資産税等を含む証明であること。 と。 ・住民登録が県外の場合は、提出不要です。 | | | | |
| 法人登記 (B) | B01 履歴事項全部証明書又は現 在事項全部証明書 | 法人 | ・発行日が申請日前3か月以内であること。 | | | | |
| 後見登記 等証明/ 身分証明 (C) | C01 後見登記等に関する証明書 (法務局発行)及び市区町 村が発行する身分証明書 | 個人 | ・発行日が申請日前3か月以内であること。 ・成年後見人、被保佐人、被補助人とすることの記録がないこと。 ・後見の登記通知及び破産宣告の通知を受けていないこと。 ・本籍地が上田市の方の身分証明書は、市民課で発行しますので、ご不明な点がありましたら、市民課(TEL:0268-23-5334)までお問い合わせください。 | | | | |

| 区分 | 審査書類 | 対象 | 要件等 |
|---------------|-------------------------|----|---|
| 建設業許 | D 0 1 | 全て | ・申請日時点で入札参加資格付与を希望する工種の建 |
| 可 (D) | 建設業許可証明書又は確認 | | 設業許可を得ていること。 |
| | 書 | | ・市内業者で少額工事(130 万円以下)の入札参加資 |
| | | | 格のみ希望する場合は、提出不要です。 |
| | D 0 2 | 全て | ・入札参加資格付与を希望する営業所において、資格 |
| | 「建設業許可申請書」及び | | 付与希望工種の建設業許可を得ていること。 |
| | 「営業所一覧表(別紙二 | | |
| | (1))」等の営業所の許可状況 | | |
| (=)\(-\- \) | を確認できるもの | | Visit of the control |
| 経営事項 | E 0 1 | 全て | ・資格取得を希望する工種の総合評定値(P点)が確 |
| 審査の状 | 総合評定値通知書 | | 認できること。 |
| 況 (E) | | | ・申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前 |
| | | | の事業年度の終了する日を経営事項審査基準日と |
| | | | するものであること。 ・市内業者で少額工事の入札参加資格のみ希望する場 |
| | | | ・ 市内乗るで少額工事の人札参加賃格のみ布室する場合は、提出不要です。 |
| | E 0 2 | 全て | ・事業年度終了日直前2年間の事業年度毎における完 |
| | L U Z 工事種類別完成工事高(総 | 土(| 成工事高が確認できる書類の提出が必要です(計算 |
| | 合評定値請求書 別紙一) | | |
| | | | 必要)。 |
| | | | ・市内業者で少額工事の入札参加資格のみ希望する場 |
| | | | 合は、提出不要です。 |
| 社会保 | F 0 1 | 全て | ・「E01_総合評定通知書」において、加入の有無欄 |
| 険・雇用 | 健康保険及び厚生年金保険 | | が「除外」又は「無」となっている場合は、提出が |
| 保険の加 | の領収証書、社会保険料納 | | 必要です(「有」となっている場合は、提出不要)。 |
| 入状況 | 入証明書等 | | ・加入義務がない場合は、「社会保険に加入義務がない |
| (F) | F 0 2 | 全て | ことについての申出書 (共工様式2号)」を必要な提 |
| | 雇用保険の領収済通知書、 | | 出書類(様式に記載している要領参照のこと)とあ |
| | 労働保険概算・確定保険料 | | わせて提出してください。 |
| | 申告書等 | | ・様式の電子化・圧縮は、不要です(提出書類確認表 |
| | | | と合わせてエクセルのまま提出) |
| | | | ・必要な添付書類は、電子化・圧縮して提出してくだ |
| | | | さい。 |

(2) 個別審査提出書類(建設工事)

| (2) 間が用 主人口目が、(人) 人工・アン また エルか エルか | | | | | | |
|------------------------------------|----------|-------|--------------------------------|--|--|--|
| 区分 | 審査書類 | 対象 | 要件等 | | | |
| 納税状況 | 完納証明書(収納 | 市内業者 | ・発行日が申請日前3か月以内であること。 | | | |
| | 管理課で発行)又 | 準市内業者 | ・上田市税についての未納がないこと。 | | | |
| | は営業証明書(税 | | ・事業開始から1年を経過していないため上田市の完 | | | |
| | 務課で発行) | | 納証明書が発行されない場合は、営業証明書を提出し | | | |
| | | | てください。 | | | |
| | | | ・個人事業者の場合は、代表者の完納証明書等を提出し | | | |
| | | | てください。 | | | |
| | | | ・証明書の発行について、ご不明な点がありましたら、 | | | |
| | | | 次の担当課までお問い合わせください。 | | | |
| | | | 【完納証明書】収納管理課(TEL:0268-23-5117) | | | |
| | | | 【営業証明書】税務課(TEL:0268-23-5169) | | | |
| 地域貢献 | 地域貢献ボランテ | 市内業者 | ・上田市内の地域貢献の一環として、ボランティア活動 | | | |
| | ィア活動申告書 | | を行っており、入札参加資格の主観点の加点を希望す | | | |
| | | | る事業者は、必ず提出してください。 | | | |
| 営業所 | 準市内業者認定申 | 準市内業者 | ・上田市内に支店又は営業所を有しており、準市内業者 | | | |
| | 請書 | | の認定を希望する事業者は、必ず提出してください。 | | | |
| | | | ・提出のない場合は、県内業者に区分しますので、ご注 | | | |
| | | | 意ください。 | | | |
| 少額工事 | 建設業許可証明書 | 市内業者 | ・建設業許可を受けていて、経営事項審査を受けていな | | | |

| 又は確認書 | い市内業者で、少額工事(130万円超500万円未満) |
|-------|----------------------------|
| | の入札参加資格を希望する場合は、建設業許可証明書 |
| | 等を提出してください。 |

9 注意事項

(1) 虚偽申請について

虚偽の申請を行った場合は、「上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱」に基づき、指名停止等の措置を行う場合がありますので、ご留意ください。申請内容に誤りや変更があった場合は、速やかに変更の手続きを行うようにお願いします。

(2) 少額工事の登録について(市内業者のみ)

経営事項審査を受けていない工種は、少額工事に希望登録することが可能です。

ただし、建設業許可の有無により、「上田市建設工事入札(見積)参加資格者名簿」に登録される区分が異なりますので、ご注意ください。

ア 全ての工種で建設業許可を受けていない事業者

工事共通情報の建設業許可番号は、「許可情報不所持」にチェックしてください。

全ての工種で、少額工事にのみ登録することが可能ですので、工事業種情報で希望する工種を選択してください。

「上田市建設工事入札(見積)参加資格者名簿」の小規模工事に登録され、200万円未満の建設工事の見積合わせに参加することが可能になります。

イ 一部の工種で建設業許可を受けている事業者

建設業許可を受けていて、経営事項審査を受けていない事業者は、工事共通情報の建設業許可番 号は、「許可情報不所持」にチェックし、共通審査提出書類及び個別審査提出書類で建設業許可証明 書等(D01)を提出してください。

経営事項審査を受けていない工種は、少額工事に登録することが可能です。ただし、「建設業許可のある工種」と「建設業許可のない工種」によって、名簿に登録される区分が異なりますので、下表を参照し、工事業種情報で希望する工種を選択してください。

| 建設業許可の有無 | 名簿に登録される区分 |
|------------|--|
| 建設業許可のある工種 | 少額工事へ希望登録することにより、上田市の等級格付で最下位ランク |
| | に格付けされ、200 万円以上 500 万円未満の建設工事 (建築工事は 900 万 |
| | 円未満)の入札に参加が可能となる。 |
| 建設業許可のない工種 | 少額工事へ希望登録することにより、「上田市建設工事入札(見積)参加資 |
| | 格者名簿」の小規模工事に登録され、200 万円未満の建設工事の見積合 |
| | わせに参加が可能となる。 |

(3) 電子入札の完全実施について

令和7年度から、200万円以上の建設工事については、原則、随意契約を除く全ての案件で電子入札の実施を予定しています。令和8年度からは、原則、紙入札(郵便入札)による入札を不可とする予定ですので、電子入札の利用者登録をされていない事業者は、速やかに利用者登録をお願いします。登録方法は、上田市ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

(4) 連絡方法の変更について

入札契約業務に係る入札依頼や落札結果などの通知について、これまで郵送やFAXでご連絡していましたが、令和7年度からは、原則、電子メールでのご連絡に変更させていただきます。

電子入札システムや入札参加資格申請の基本情報に登録された連絡先のメールアドレスに送信することになりますので、入力誤りのないようにお願いします。

別紙

令和7・8・9年度建設工事等級格付けに係る主観点について

○ 加点方法

基準日:令和6年10月1日

「総合点」=「客観点(経営事項審査結果数値)」+「主観点(下表により算出)」※主観点の対象は、市内業者のみとし、上下限は、客観点の25%とする。

| | 項目 | 内容 | 基準 | 点数 | 点数の 上限 | 確認方法 |
|-------|--------------|---|--|--------|-----------|--------|
| 工事成績等 | 工事成績 | 令和4·5·6年度内にしゅん工した工事の評定点の平均点(小数点以下切り捨て)に応じ、加減点する。 (例)平均点80点の場合:(80-65)×2=30点 (例)平均点60点の場合:(60-65)×4=△20点 | 【加点】平均点が65点以上=(平均点-65点)×2 【減点】平均点が65点未満=(平均点-65点)×4 | 左記のとおり | なし | 市の台帳 |
| | 表彰等 | 令和4・5・6年度における上田市優良建設工事表彰 | 表彰1件ごとに10点加点 | 10点/件 | なし | 市の台帳 |
| | | 令和4・5・6年度における上田市都市景観賞表彰 | 表彰1件ごとに5点加点 | 5点/件 | なし | 市の台帳 |
| | 入札参加 停止措置 | 令和4・5・6年度における入札参加停止措置 | 停止期間1か月ごとに10点減点 1か月未満の端数は切り上げ | △10点/月 | なし | 市の台帳 |
| | 心動毒 | 令和4·5·6年度における上田市の除雪業務受託者 (指定路線契約者に限る) | | 15点/年 | 75.5 | 市の台帳 |
| 地 | 除融雪 | 令和4·5·6年度における上田市の融雪剤散布業務 受託者(指定路線契約者に限る) | | 10点/年 | 75点 | 市の台帳 |
| 域貢 | -1.\X+\P# | 令和4·5·6年度における水道故障修理待機業務の 宅内業務受託者 | 各年度末時点における受託者に加点 | 5点/年 | 45.E | 市の台帳 |
| 献 | 水道故障 | 令和4·5·6年度における水道故障修理待機業務の 公道業務受託者 | 各年度末時点における受託者に加点 | 10点/年 | 10点/年 45点 | |
| | ボランティア | 基準日直前3年間におけるボランティア等の地域貢献活動実施 | ボランティア活動1日につき1点加点 | 1点/日 | 10点 | 申請者の申告 |
| | | 基準日における「エコアクション21」の認証取得者 (ISO14000認定者は対象外) | 認定取得あり | 5点 | 5点 | 申請者の申告 |
| | 環境配慮 | 基準日における「長野県産業廃棄物3R実践協定」の 締結者 | 締結あり | 10点 | 10点 | 申請者の申告 |
| | | 基準日直前4年間における新規学卒者の社員を採 用している者 | 一般職の社員採用あり | 5点 | 10点 | 申請者の申告 |
| | | | 技術職の社員採用あり | 10点 | | |
| | 労働環境 | 基準日における主任技術者になりうる女性技術者を 社員雇用している者 | 雇用あり | 10点 | 10点 | 申請者の申告 |
| | | 基準日における労働安全衛生マネジ・メントシステム (ISO45001) 又は建設業労働安全衛生マネジ・メントシステム(COHSMS(NEW COHSMS、Compact COHSMS)) の認証取得者 | 労働安全衛生マネシ、メントシステム認証取得あり 建設業労働安全衛生マネシ、メントシステム認証取得あり | 10点 | 10点 | 申請者の申告 |
| | | 基準日直前4年間に育児又は介護休業等を20日以 | 取得実績あり | 5点 | - 10点 | 申請者の申告 |
| 経営 | | 上取得した実績のある者 | 男性の取得実績あり | 10点 | | |
| 宮意欲 | | 基準日における長野県の「社員の子育で応援宣言!」の登録企業、「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証企業 | 社員の子育て応援宣言 | 5点 | - 20点 | 申請者の申告 |
| | | | 職場いきいきアドバンスカンパニー (A:ワークライフバランスコース) | 5点 | | |
| | | | 職場いきいきアドバンスカンパニー (B:ダイバーシティコース) | 5点 | | |
| _ | | | 職場いきいきアドバンスカンパニー (C:ネクストジェネレーションコース) | 5点 | | |
| | | 基準日における建設キャリアアップシステム(CCUS) の登録者 | 登録あり | 10点 | 10点 | 申請者の申告 |
| | 社会貢献 | 基準日における長野県SDGs推進企業登録制度の登録者 | 登録あり | 10点 | 10点 | 申請者の申告 |
| | | 基準日における上田市消防団協力事業所表示制度 の登録者 | 登録あり | 10点 | 10点 | 申請者の申告 |
| | | 基準日における法務省の「協力雇用主」の登録業者 | 登録あり | 10点 | 10点 | 申請者の申告 |
| | | 基準日直前の6月1日現在における障がい者の法定 雇用率の達成者 | 法定雇用率を達成 法定義務がない場合でも障がい者雇用あり | 10点 | 10点 | 申請者の申告 |

[※] 主観点の申請に必要な提出書類はありませんが、虚偽の申告を行った場合は、指名停止等の措置を行う場合がありますので、ご注意ください。 ただし、ボランティア活動の加点を希望する方は、「地域貢献ボランティア活動申告書」の提出が必要になりますので、ご注意ください。